

# 名瀬労働基準監督署からのお知らせ

# 労基署 だより

第 194 号  
R7.11.1

名瀬労働基準監督署  
TEL 0997-52-0574

働く人も、雇う人も、必ず確認、最低賃金！

**時間額 1,026 円 (11月1日効力発生)**



## 最低賃金額との比較方法

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

### A 時間給の方

$$\text{時間給} \geq \text{最低賃金額 (時間額)} \quad 1,026 \text{ 円}$$

### B 日給の方

$$\text{日給} \div \text{1日の平均所定労働時間} = \text{時間額} \geq \text{最低賃金額 (時間額)} \quad 1,026 \text{ 円}$$

### C 月給の方

$$\text{月給} \div \text{1か月の平均所定労働時間} = \text{時間額} \geq \text{最低賃金額 (時間額)} \quad 1,026 \text{ 円}$$

### D 上記 A、B、C が組み合わさっている方

例えば、基本給が日給で各手当(職務手当など)が月給の場合

- ① 基本給(日給)→ B の計算で時間額を出す
- ② 各手当(月給)→ C の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額(時間額)

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)⑥精進手当、通勤手当および家族手当

(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

**STOP!**  
しわ寄せ

11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。

## 大企業等と取引先中小事業者は共存共栄！

適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう！

経済産業省・中小企業庁が所管する「受託中小企業振興法」に基づく「新興基準」には、委託事業者と受託事業者の望ましい取引関係が定められています。

### 1 委託事業者も受託事業者も共に「働き方改革」に取り組みましょう

- ・ やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、残業代等の適正なコストは**委託事業者が負担**すること。
- ・ 委託事業者は、受託事業者の「働き方改革」を阻害する不利益となるような取引や要請は行わないこと。

例えば… ●無理な短納期発注主への納期遅れを理由とした受領拒否や減額

- 委託事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備で起因した受領拒否や支払遅延
- 過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応や欠品対応で起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送
- 納期や工期の過度な年度末集中

### 2 発注内容は明確にしましょう

- ・ 委託事業者は、継続的な取引を行う受託事業者に対して、安定的な生産が行えるよう**長期発注計画**を提示し、発注の安定化に努めること。
- ・ 発注内容を変更するときは、**不当なやり直しが生じないように十分に配慮**すること。

### 3 原材料費・エネルギーコストの適切な増加分の全額転嫁を目標としましょう

労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが増加した場合には、委託事業者は、予め定めた価格改定タイミングはもちろんのこと、その期間中においても、価格変更を柔軟に行うものとする。特に**原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指すものとする**こと。

**下請かけこみ寺 0120-418-618**

中小企業・個人事業主・フリーランスの皆さんの  
取引上の悩み相談をお受けします。

11月は「労働保険未手続事業一掃強化月間」です。  
労働保険(労災保険・雇用保険)は、政府所管の保険制度で、農林水産業の一部を除き、**労働者を一人でも雇用している事業主全てに加入が義務付けられています。**  
必ず労働保険の加入手続を行うとともに**労働保険料を納付しなければなりません。**

鹿児島労働局HP



鹿児島県最低賃金  
1時間 **1,026 円**  
(R7.11.1~)

「スタートアップ労働条件」  
このサイトから、36協定、1年  
変形労働時間制、就業規則  
の電子申請が可能です。



- ・ 労務、安衛管理 WEB 診断
- ・ 働き方改革セルフチェック
- ・ 電子申請様式作成支援
- ・ 就業規則作成支援ツール